

手数料納付書での納付

1. 県に手数料納付書の発行を依頼します。

2. 発行された手数料納付書により金融機関、ゆうちょ銀行の窓口やコンビニで現金により支払いを行います。

①手数料納付書の控え部分を切り離します。（後で必要になりますので、保管をお願いします。）

②手数料納付書により金融機関等で支払います。

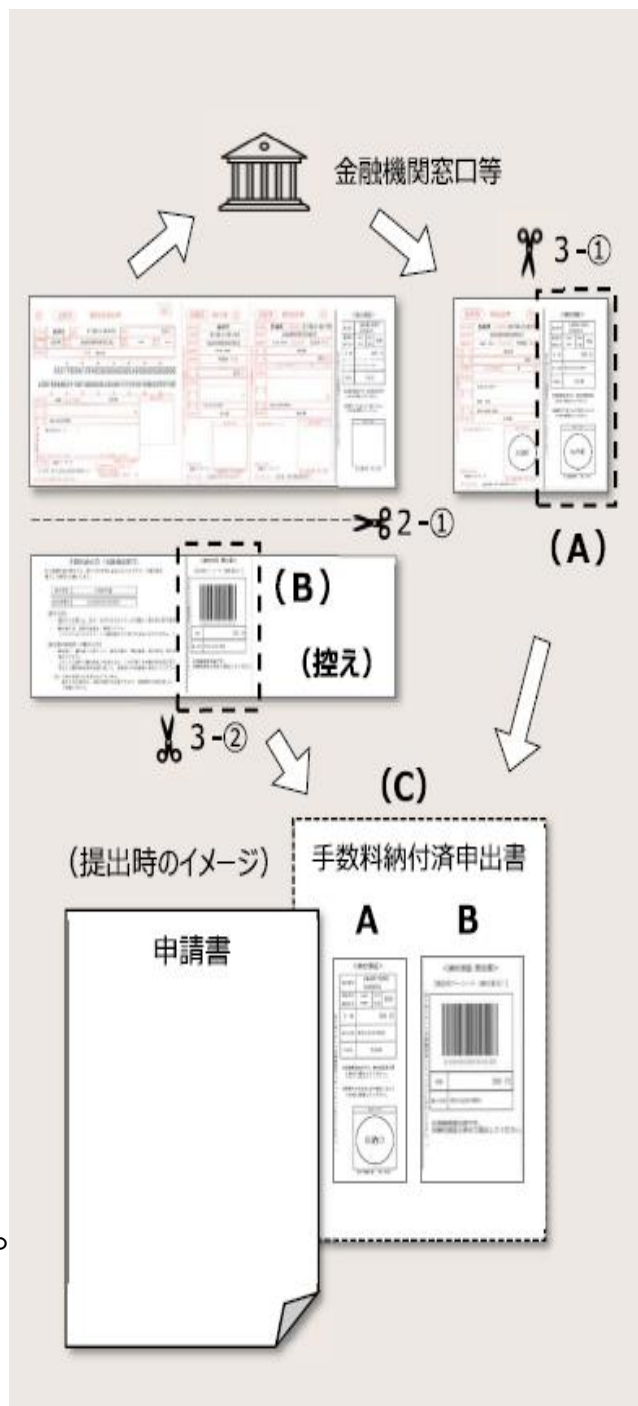
③「領収証書・納付済証」を受け取ります。

3. 手数料納付済申出書を用意します。

①納付済証（A）を切り離します。

②保管してあった控え部分から納付済証照合票（B）を切り離します。

③納付済証（A）と納付済証照合票（B）を手数料納付済申出書に貼付して、長寿社会課施設・介護サービス班に提出します。



納付済証（A）

氏名・住所
記載欄

申請時に使用する部分です。

納付済証照合票（B）